

奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部総合評価落札方式実施要領 (建設コンサルタント業務等)

(趣旨)

第1条 この要領は、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部(林業振興課、森と人の共生推進室、奈良の木ブランド課及び森林整備課に限る。以下同じ。)が入札する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、建築設計業務、工事監理業務及びその他建設工事に関連する調査業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2(第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務の範囲)

第2条 この要領に定める対象業務の範囲は、次のいずれかに該当する建設コンサルタント業務等とする。

- (1) 事前に建設コンサルタント業務等の仕様をおおむね確定可能であるが、入札参加希望者の提示する技術提案(競争に付された建設コンサルタント業務等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。)によって、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務
 - (2) その他、食と農の振興部長又は水循環・森林・景観環境部長が総合評価落札方式による入札が適当と認める業務
- 2 前項各号に該当する業務を総合評価落札方式により入札する場合は、事業担当課(室)長(以下「担当課長」という。)が、奈良県食と農の振興部建設工事請負業者選定審査会又は奈良県水循環・森林・景観環境部建設工事請負業者等選定審査会(以下「選定審査会」という。)に諮り、選定審査会において適否を決定するものとする。

(奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部総合評価審査委員会)

第3条 総合評価落札方式による契約手続のうち、技術提案を適切に審査し、及び評価するため、奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部総合評価審査委員会(以下「総合評価委員会」という。)を設置する。なお、総合評価委員会は、県土マネジメント部総合評価審査委員会の構成をもって充てる。

- 2 審査内容により委員長が必要と認める場合において、臨時委員を任命することができる。
- 3 総合評価委員会は、担当課長又は担当事務所長(以下「担当課長等」という。)の要請を受け、委員長が必要に応じて開催する。
- 4 総合評価委員会の構成及び事務局は別途定める。

(総合評価委員会の役割)

第4条 総合評価委員会の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総合評価落札方式による入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)の決定
- (2) 配置予定技術者の技術力及び業務の実施方針等の審査、採否決定及び評価
- (3) 総合評価落札方式による落札候補者の決定

(選定審査会の役割)

第5条 選定審査会は、総合評価落札方式による入札を行うことの適否を決定するとともに、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、応募要件の設定(入札に参加する者に必要な資格)及び指名業

者の選定を行う。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 担当課長等は、次に掲げる場合において、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 総合評価落札方式において落札者を決定しようとするとき
予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利なものの決定。ただし、学識経験を有する者に対して、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴いた結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に限る。

(入札公告等)

第7条 入札執行者は、総合評価落札方式で入札しようとする場合は、入札公告、入札説明書又は指名通知書(以下「入札公告等」という。)において、次の事項を明示する。

- (1) 総合評価落札方式の実施業務であること
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 落札者決定基準
- (4) 入札の場所及び日時その他入札について必要な事項

(入札参加希望者の提出書類)

第8条 入札参加希望者は、入札公告等に明示した参加表明書及び技術提案書を提出するものとする。

2 提出された参加表明書、技術提案書は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 参加表明書の提出は公募型指名競争入札の場合のみとし、一般競争入札及び指名競争入札の場合は不要とする。
- (2) 提出された参加表明書は返却しないものとする。
なお、提出された参加表明書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された技術提案書は返却しないものとする。
なお、提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の提出後における内容の変更は認めないものとする。

(技術提案書のヒアリング)

第9条 総合評価委員会は、必要に応じて入札参加希望者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

(入札参加希望者に対する採否の通知)

第10条 総合評価委員会での審査結果を受けて、入札執行者は、技術提案書の採否の決定結果を入札参加希望者に通知するものとする。

(技術提案の採否に対する説明)

第11条 技術提案が採用されず、競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札執行者に対し、通知の日を含む5日以内(奈良県の休日を含め定める条例(平成元年奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日を除く。)に説明を求めることができるものとする。この場合においては、説明を求めるときに記した書面(様式自由)を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

2 入札執行者は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、総合評価委員会の委員長に報告するとともに、書面により回答するものとする。

(総合評価の方法)

第12条 価格及び価格以外の要素に係る総合評価の方法については、次のとおり行うものとする。

- (1) 業務の目的・内容に応じて落札者決定基準を設定する。
- (2) 価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格) とする。
なお、価格評価点の配分点は、「1:1は60点」、「1:2は30点」、「1:3は20点」とする。
- (3) 技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計) とする。
- (4) 総合評価は、入札参加希望者の申し込みに関する上記(2)及び(3)により得られた価格評価点と技術評価点の合計値(以下「評価値」という。)をもって行うこととし、算定方法は以下のとおりとする。
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 とする。

(落札者の決定方法)

第13条 落札者の決定については、次に掲げる要件の全てに該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札公告等において明らかにした、入札に参加する者に必要な資格を満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(技術提案の履行の確保)

第14条 発注者は、業務の執行にあたり、技術提案の内容を満たしていることを確認するものとする。

2 発注者は、技術提案の内容が履行されない場合は、委託業務等成績評定点の減点等を行うものとする。

(その他)

第15条 この要領の運用に関する諸規定は、県土マネジメント部の規定を準用するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。